

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

本県では、平成13年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定した。また、同年、都道府県男女共同参画計画である「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し（平成19年に改定）、平成23年には、社会情勢の変化や従来の取組の成果・課題を踏まえて、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。また、平成28年には、同プランを改定して、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「働く女性の活躍推進」「地域での男女共同参画推進」「女性に対する暴力の根絶」を強化するポイントとして、男女共同参画推進宣言企業認定制度の充実（平成30年度「女性活躍加速化クラス」の創設）や、地域での普及啓発を担う男女共同参画推進員を対象とした啓発力向上講座の実施、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の開設（平成29年度）など、男女共同参画社会を形成するための諸施策に積極的に取り組んでいるところである。

そして今年度は、現行プランの計画期間の最終年度を迎えることから、県民の男女共同参画に関する意識の現状を把握し今後の施策推進の基礎資料とするため「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施し、新たなプランの策定に取り組んでいる。また、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組みを推進するため、平成17年に策定（平成28年に改定）した「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」についても、法改正等を踏まえ改定することとしている。

本県の男女共同参画の推進状況

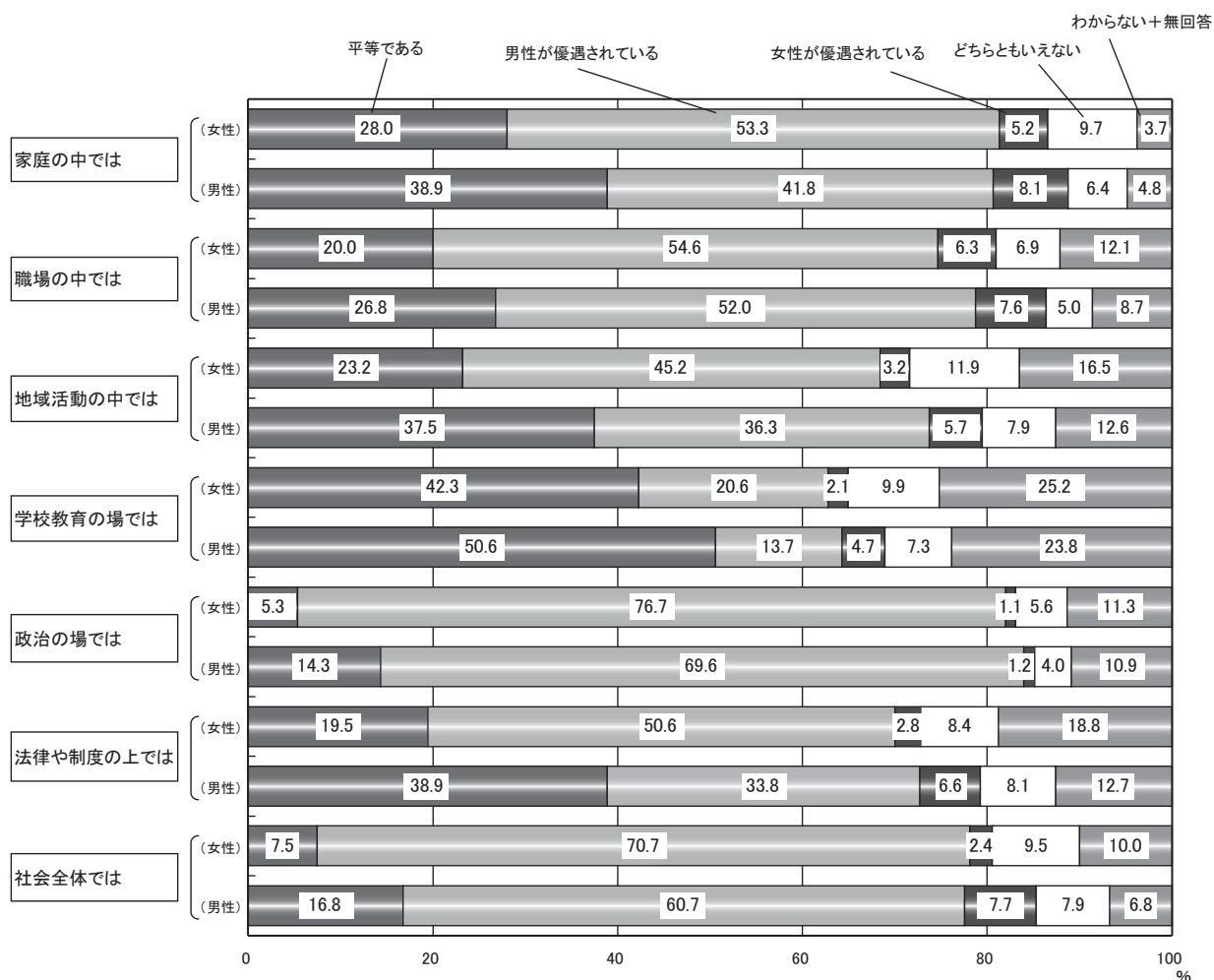
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感 (分野別)

令和2年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「政治の場」で最も少なくなっている。

すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。

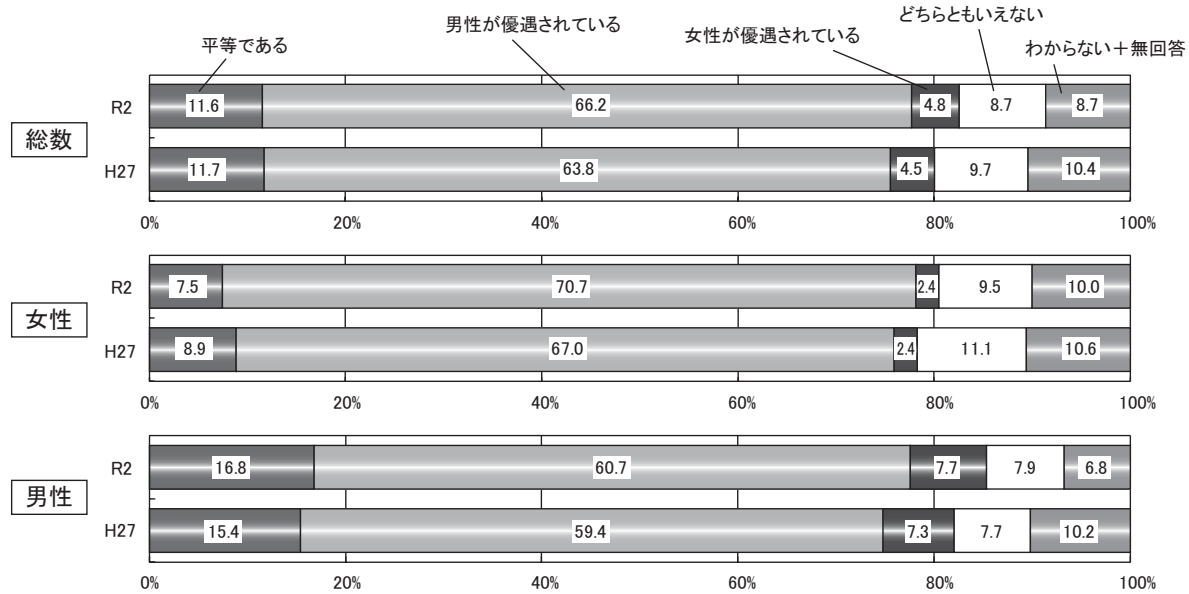


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。
『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。以降の頁も同様。

(経年比較)

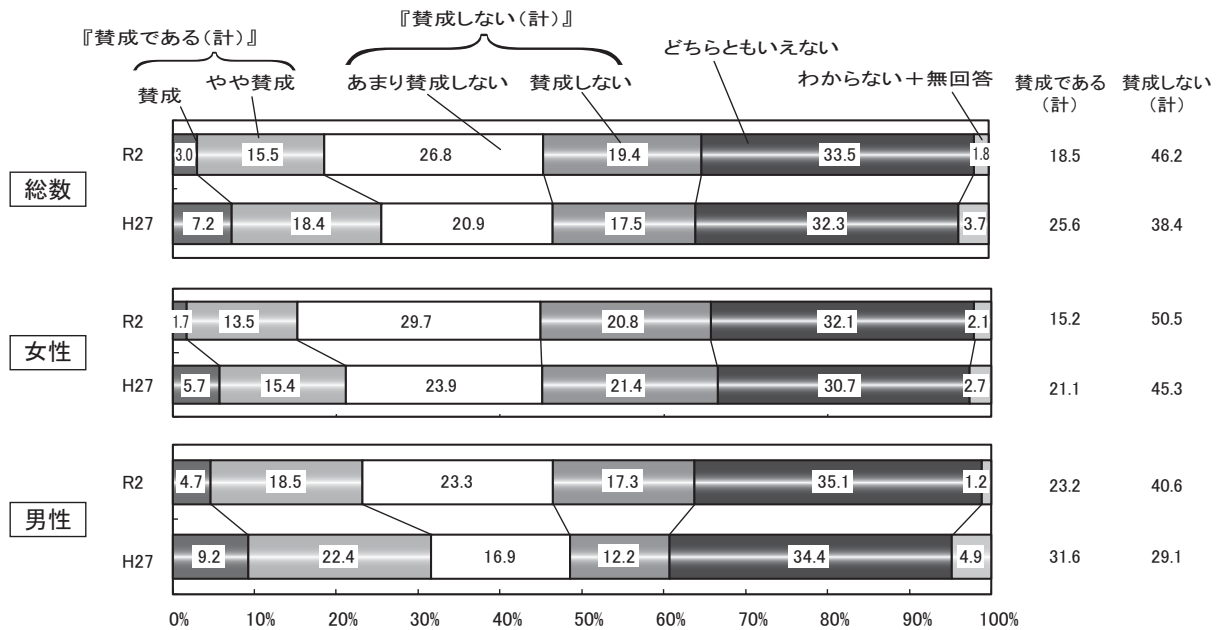
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、男性の方が女性より多く、令和2年度は平成27年度調査より差が大きくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

令和2年度は平成27年度調査に引き続き、『賛成である（計）』が、『賛成しない（計）』を下回り、『賛成である（計）』は前回より7.1ポイントの減少、『賛成しない（計）』は7.8ポイントの増加となっている。

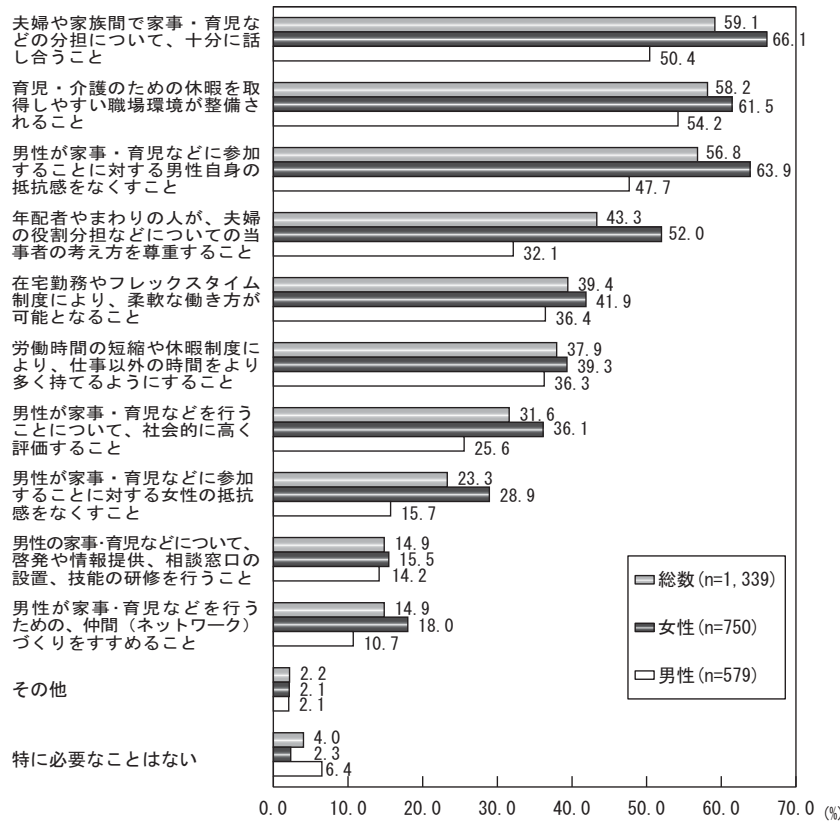


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

3 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

男性が家事、子育てなどに参加するために必要なことは、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」が全体で最も多く、次いで「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」が続いている。

男女の差は「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考えを尊重すること」が最も大きく、女性の方が19.9ポイント多くなっている。

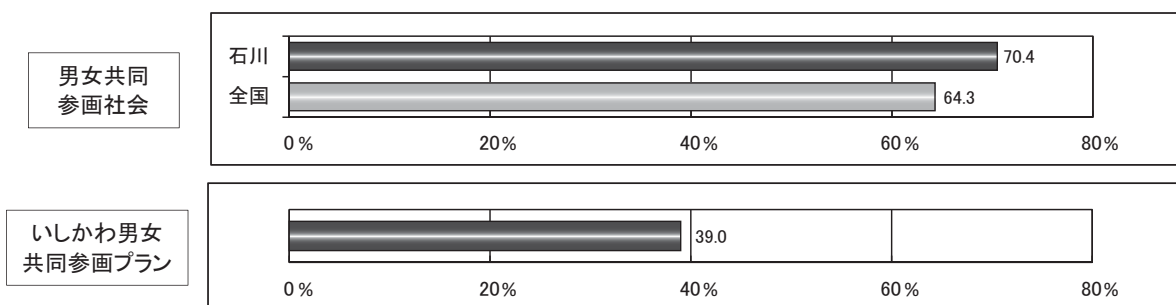


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

4 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の本県における周知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことあるが内容までは知らない」を合計したもの）は70.4%となっており、全国（「見たり聞いたりしたことがあるもの」の数値）の64.3%を上回っている。

また「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度は39.0%となっている。

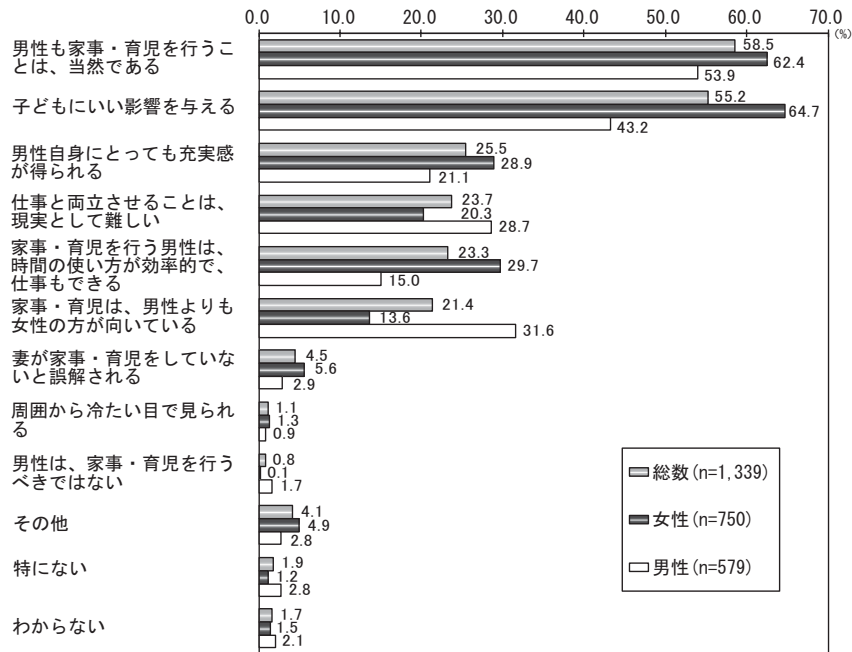


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年度）」

5 男性が家事・育児を行うことのイメージ

「男性が家事・育児を行うことのイメージ」については、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」(58.5%)「子どもにいい影響を与える」(55.2%)といった肯定的な項目が上位に挙がっている。

また、男女の差が大きいものとしては、「子どもにいい影響を与える」は女性が21.5ポイント多く、「家事・育児は、男性よりも女性の方が向いている」は男性が18.0ポイント多くなっている。



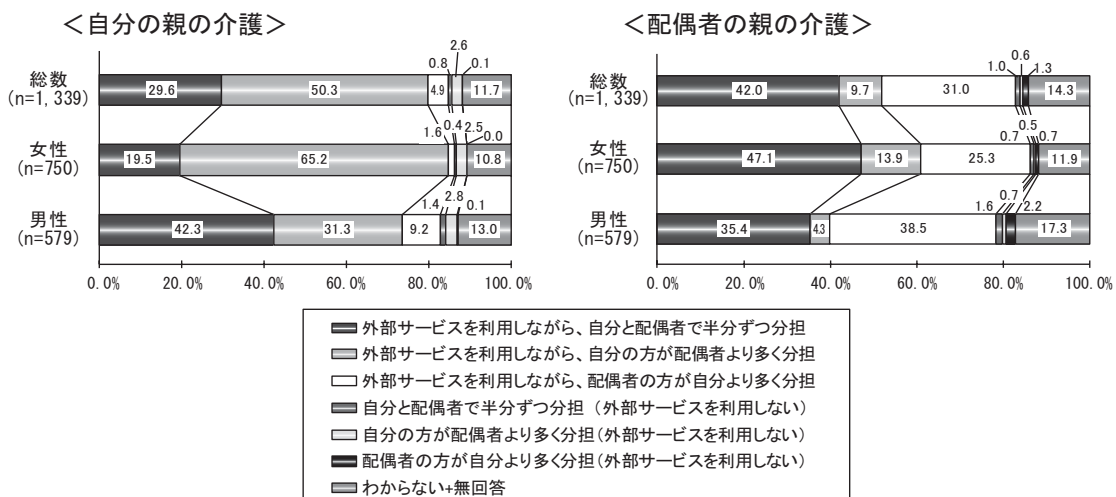
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)

6 親の介護における配偶者との分担

「親の介護における配偶者との分担」について、「自分の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分の方が配偶者より多く分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多くなっている。

また、「配偶者の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、配偶者の方が自分より多く分担」が最も多くなっている。

自分の親か配偶者の親かによって負担の大きさに対する意識の差があり、女性の方が介護に対する役割の意識が強くみられる。



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)

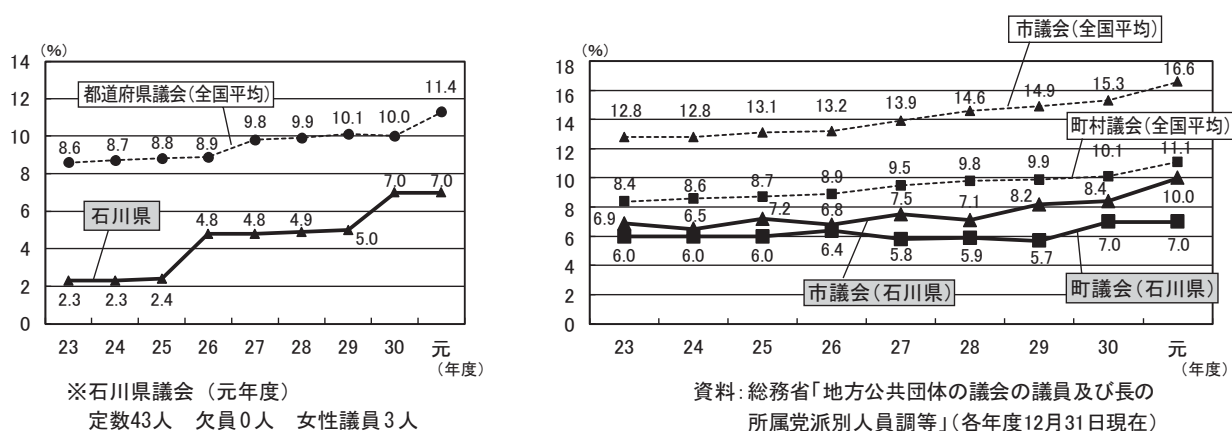
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案・決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

方針の立案・決定過程への女性の参画は徐々に増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

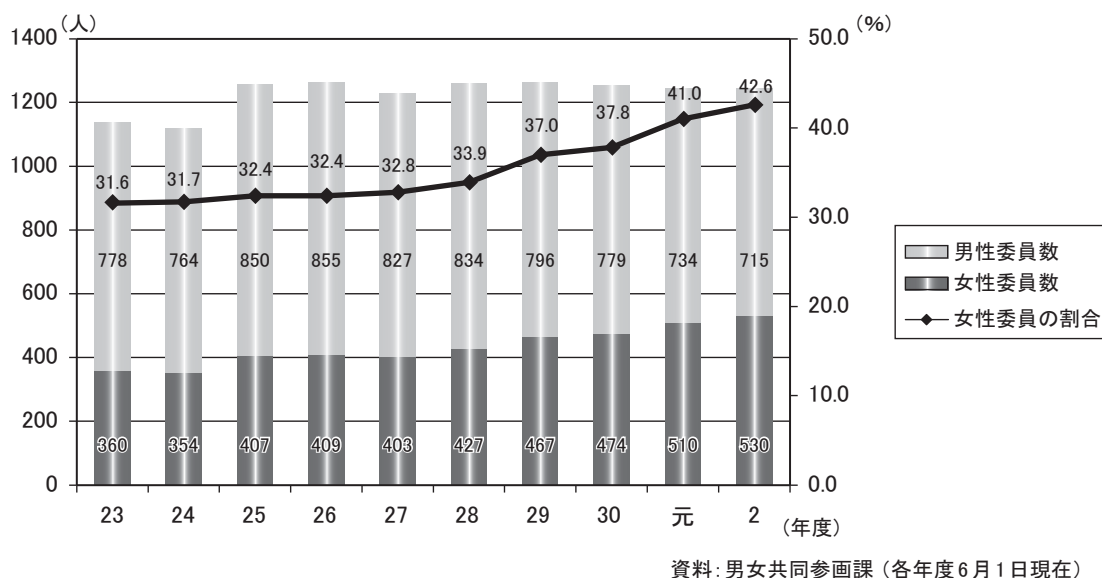
1 議会の女性議員の割合

本県の地方議会における女性議員の割合について、令和元年度は県では増減がなく、市・町では増加しているが、いずれも全国平均を下回っている。



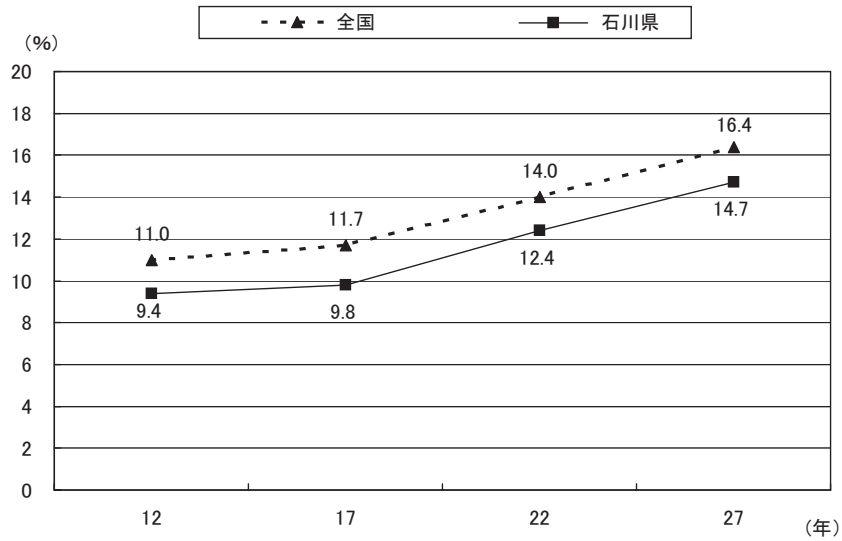
2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

県の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。令和2年は42.6%（530人）となっており、また、全ての審議会等において女性委員が登用されている。



3 管理職に占める女性の割合

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの全国より低くなっている。



※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。
資料：「国勢調査」(総務省統計局)

4 農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要である。さまざまな取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員の割合等に増加の傾向が見られる。

農林漁業分野の女性の参画（石川県）

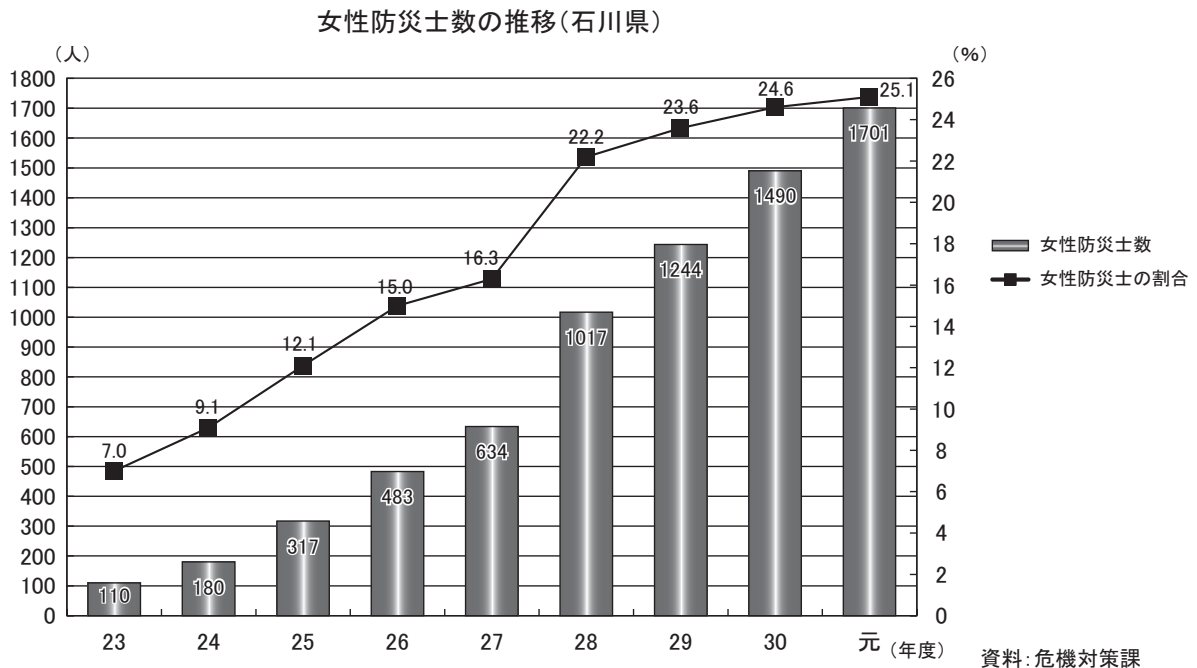
（単位：戸・人・％）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
家族経営協定締結数	207	215	241	248	257	262	267	273	274
企業者	153	153	138	125	120	116	130	134	134
認定農業者	85	81	81	80	82	87	83	87	88
漁業士	9	9	9	9	9	9	9	10	10
農業委員(女性割合)	6.1	6.1	7.1	9.7	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1

資料：農業政策課（各年度3月31日現在）

5 防災分野における女性の参画状況

東日本大震災や熊本地震では、男女共同参画の視点の不足による様々な問題が指摘された。本県においても、平成19年の能登半島地震等の経験も踏まえた上で、平成20年度より自主防災組織のリーダーとして防災士を育成している。女性防災士については、1避難所に3人に相当する3000人を目標にすることにより、防災分野への更なる女性の参画が期待される。



基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

本県においては、女性の就業率が高い状況にあるが、その一方で、家庭における家事、育児、介護等の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状がある。男女それぞれが職業生活と家庭生活の調和を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく共に個性や能力を発揮できるよう、環境の整備を行っていく必要がある。

また、すべての人が安全で安心して生活できる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず地域社会に参画できる条件整備を進めていく必要がある。

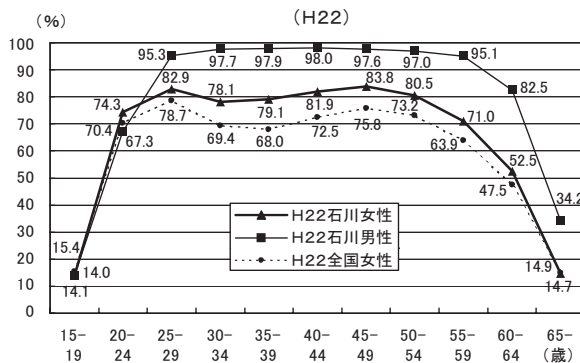
1 女性の就業

(1) 年齢階級別労働力率及び雇用形態別雇用者数等

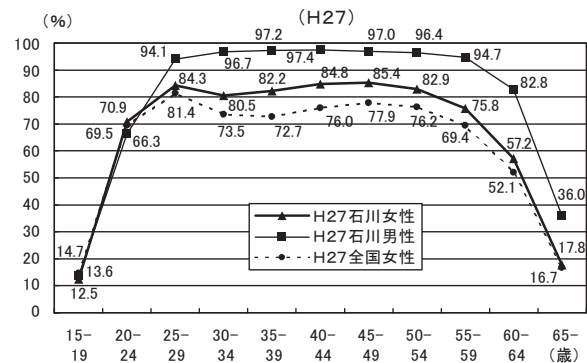
年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。本県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

一方、雇用形態をみると、女性就労者の約半分が非正規雇用であり、女性の給与は男性の8割程度となっている。

年齢階級別労働力率



資料：「国勢調査（平成22年）」（総務省）



資料：「国勢調査（平成27年）」（総務省）

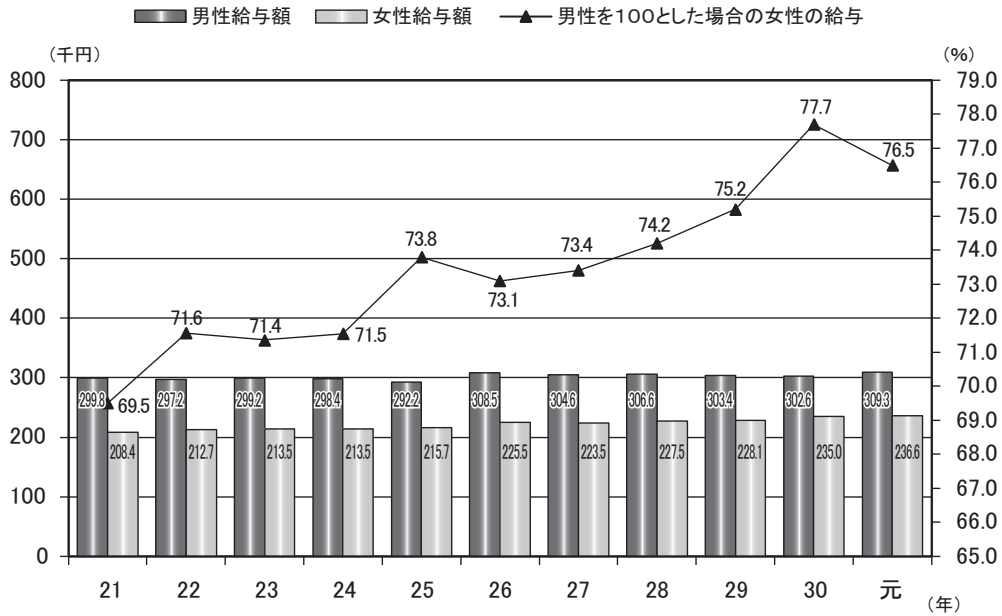
雇用形態別雇用者数（石川県）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	前年比
雇用者（役員を除く）	(千人) 489.0	(千人) 500.2	(千人) 503.9	(千人) 498.1	(千人) 508.2	(千人) 523.0	(千人) 509.8	▲13.2
男	258.0	264.8	264.9	259.0	262.1	269.9	263.1	▲6.8
女	231.0	235.3	239.0	239.1	246.1	253.1	246.7	▲6.4
正規の職員・従業員	320.7	327.6	330.1	326.8	330.7	332.0	332.1	0.1
男	203.8	209.2	210.3	205.6	207.8	209.9	208.0	▲1.9
女	116.9	118.4	119.8	121.3	122.9	122.1	124.0	1.9
非正規の職員・従業員	168.5	172.6	173.8	171.2	175.7	189.5	177.7	▲11.8
男	54.3	55.6	54.6	53.4	53.1	59.2	55.0	▲4.2
女	114.2	117.0	119.2	117.8	122.6	130.3	122.7	▲7.6
非正規の職員・従業員の割合	(%) 34.4	(%) 34.5	(%) 34.5	(%) 34.4	(%) 34.7	(%) 36.3	(%) 34.9	▲1.4
男	21.0	21.0	20.6	20.6	20.4	22.0	20.9	▲1.1
女	49.4	49.7	49.9	49.3	49.9	51.6	49.7	▲1.9

(注) 統計表の数値は四捨五入のため、また総数に分類不能・不詳の数を含むため総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料：「石川県労働力調査（基本集計）」（統計情報室）

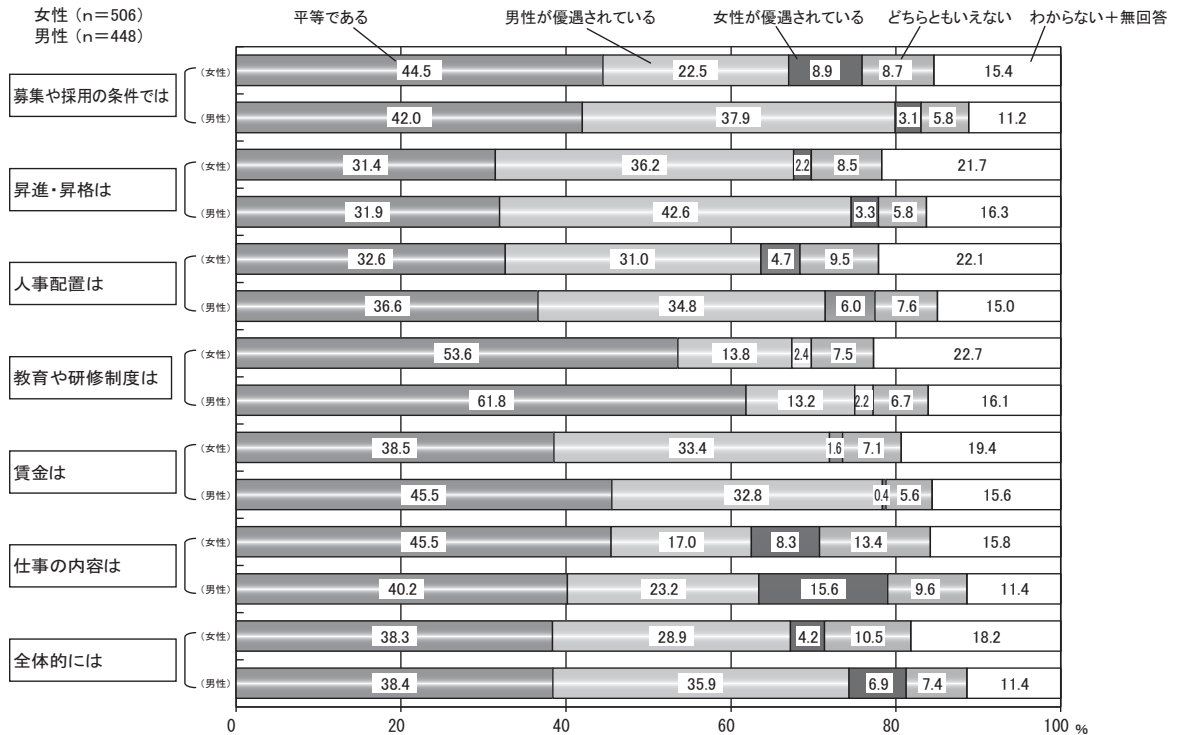
男女の給与格差(石川県)



資料:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(2) 職場における平等感

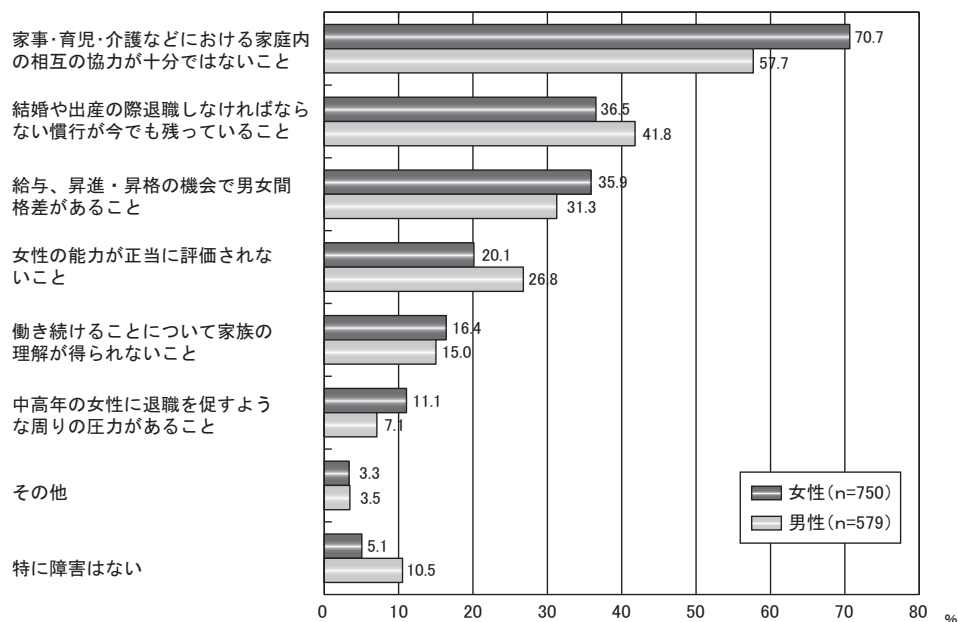
令和2年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」(女性:53.6%、男性:61.8%)、最も少ないのは「昇進・昇格」(女性:31.4%、男性:31.9%)となっている。



資料:石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)

(3) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっている。

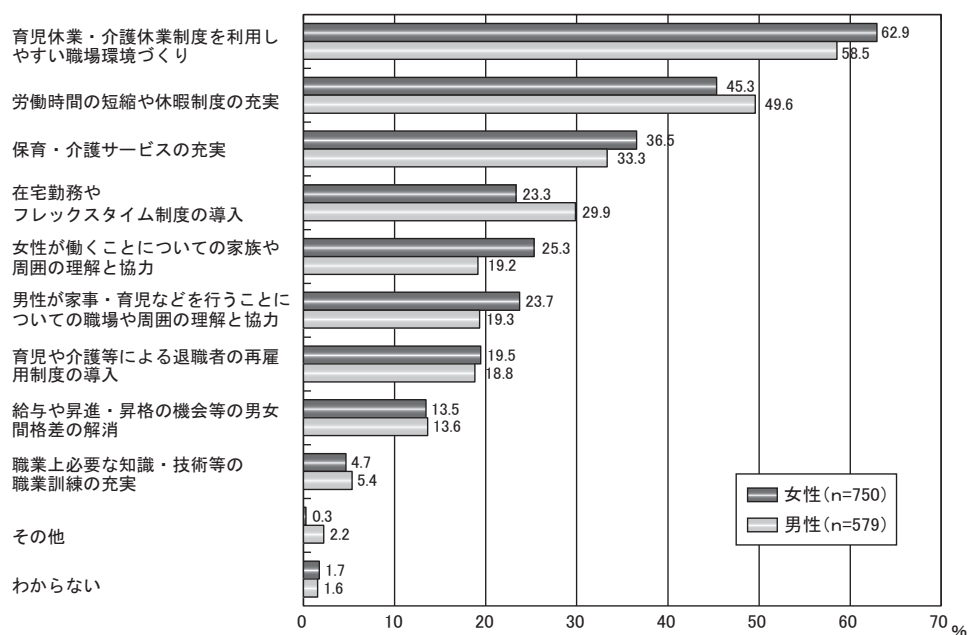


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

2 仕事と生活の調和

(1) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女とも「育児休業・介護休暇制度を利用しやすい職場環境づくり」が最も多くなっている。

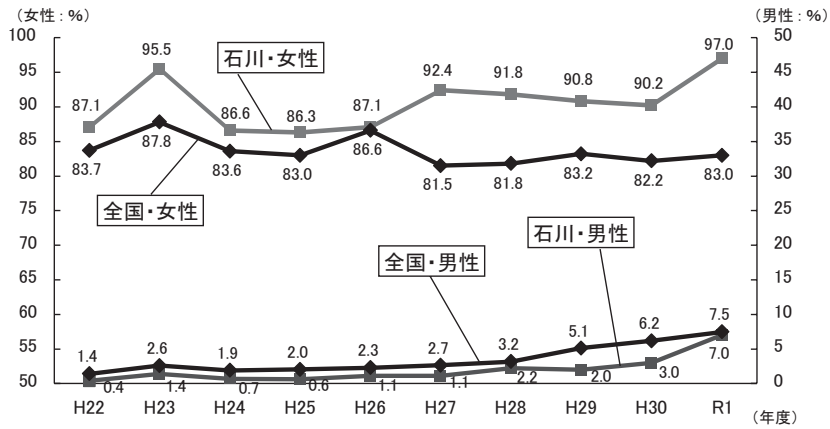


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

(2) 育児休業の取得状況

本県の育児休業取得率について、令和元年度調査結果では、女性は全国平均を上回っているものの、男性は全国平均を下回っている。

育児休業取得率の推移（石川県・全国）

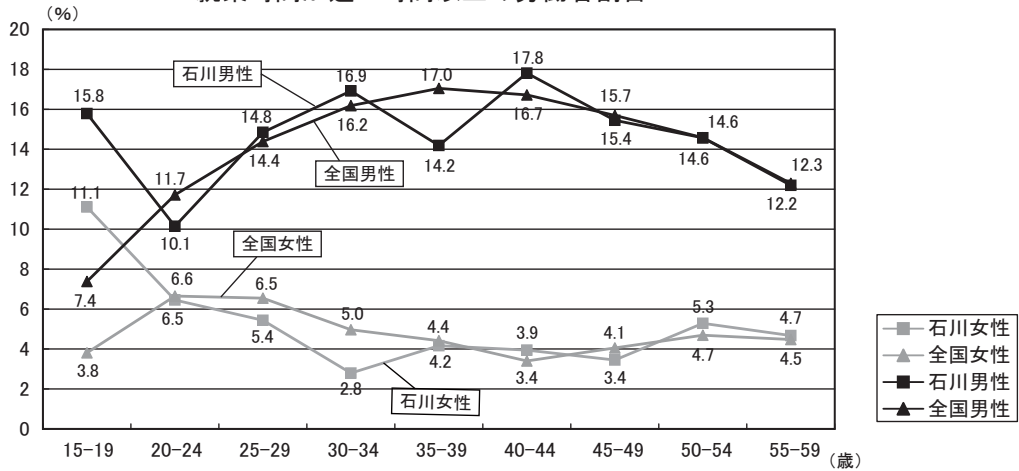


資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

(3) 長時間労働

平成29年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、20代、30代の女性で、全国平均を下回っている。

就業時間が週60時間以上の労働者割合



資料：「平成29年就業構造基本調査」（総務省）

3 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、令和2年には33万人に達し、人口の約3割になると推計されている。女性高齢者に係る問題や、介護を巡る問題など、取り組むべき課題は多い。

高齢者人口の推移・将来推計（石川県）

年度	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
推計人口 (単位:千人)	1,170	1,154	1,133	1,104	1,071	1,033	990	948
その他人口 (単位:千人)	895	837	794	761	728	689	635	595
高齢者人口 (単位:千人)	275	317	339	343	343	344	355	353
高齢化率 (単位:%)	23.7	27.9	29.9	31.0	32.0	33.3	35.9	37.2

資料：H22、H27は「国勢調査」（総務省統計局）
R2以降は国立社会保障・人口問題研究所

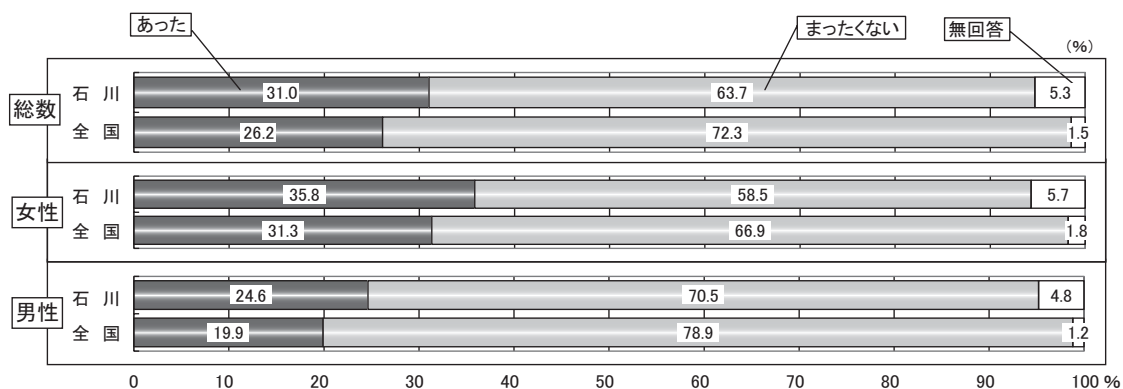
基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかれている状況等に根ざした構造的な問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

1 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

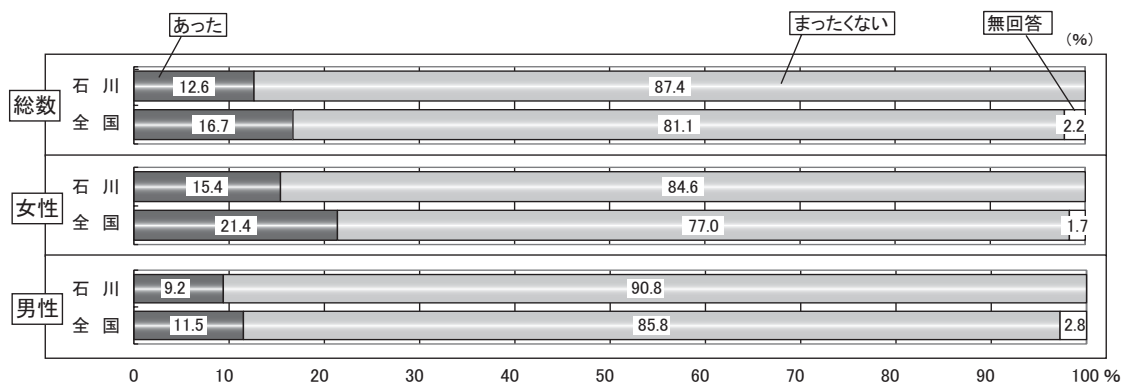
配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は4.5ポイント、男性は4.7ポイント多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成29年度)」

(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「10～20歳代にあった」「30歳代以上にあった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は6.0ポイント、男性は2.3ポイント少なくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成29年度)」

※但し、本県は当該設問に回答があったもののみ集計して算出している。

(3) 相談機関・関係者の周知状況

DVや性暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち既に知っていたものは「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」、「石川県女性センター」の順となっている。

	(%)		
	総数	女性	男性
警察	82.4	81.2	84.3
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	22.0	24.8	18.8
市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など	18.5	19.5	17.4
石川県女性センター	16.4	16.4	16.6
医療関係者（医師、看護師など）	11.9	13.5	9.8
法テラス（日本司法支援センター）、弁護士会	11.6	10.5	13.1
石川県こころの健康センター（精神保健福祉センター）	10.2	12.4	7.4
福祉事務所、保健所	9.3	9.2	9.5
いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）	9.1	9.5	8.8
法務局、人権擁護委員	6.9	4.1	10.5
民間支援団体	3.5	3.6	3.5
その他	0.5	0.4	0.7
知っているところはない	6.9	6.9	6.7

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度）」（男女共同参画課）

2 DVに関する相談及び一時保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられるDVに関する相談件数は、令和元年度は配偶者暴力防止法が成立した平成14年度と比べると約2.5倍となっている。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、令和元年度は過去10年間で最少となった。

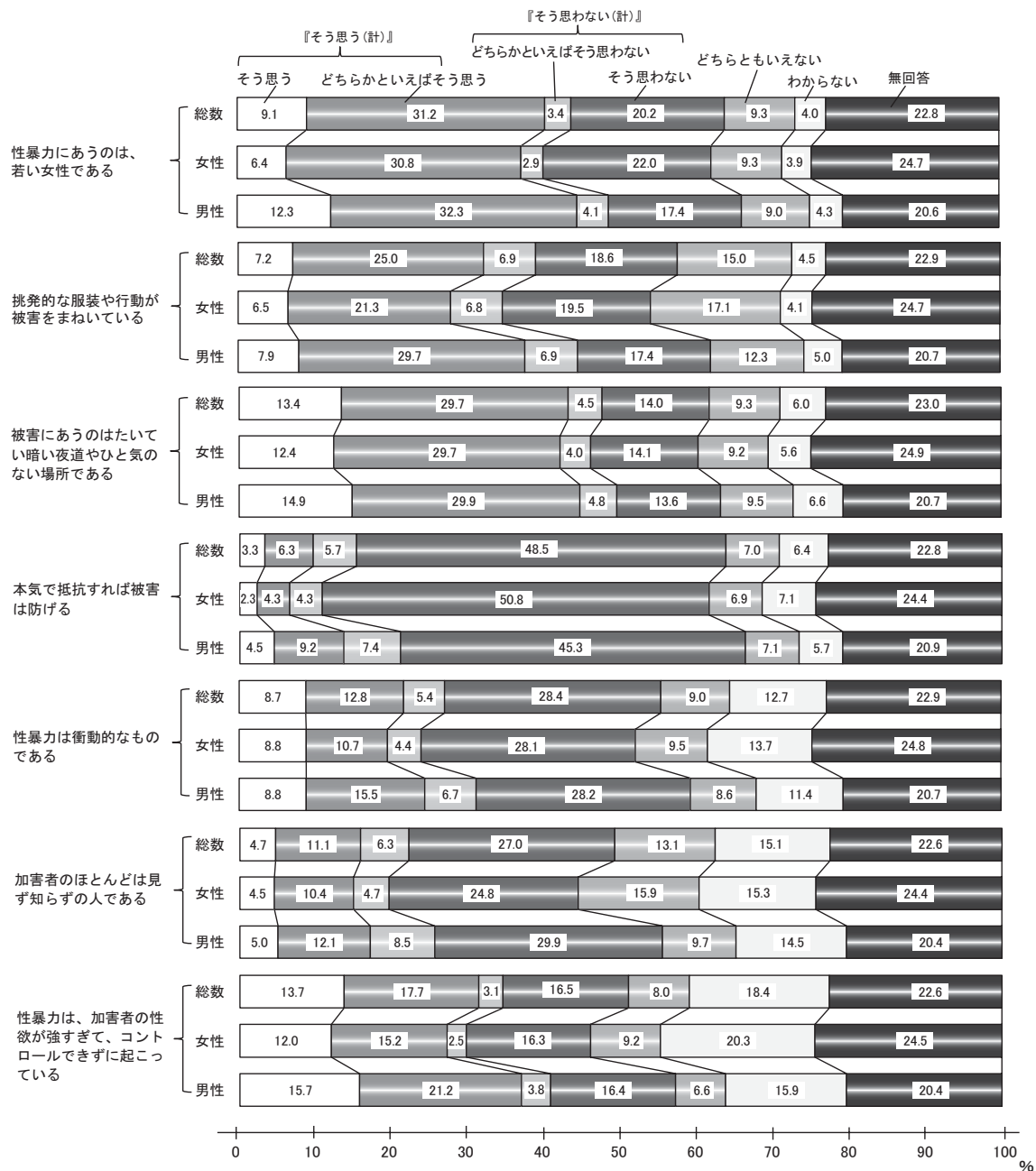
	(件)											
年度	H14	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	675	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610	1,603	1,473	1,610	1,616	1,714
一時保護件数	42	58	52	54	55	36	46	35	29	41	28	17

資料：男女共同参画課

3 性暴力被害に関する状況

(1) 性暴力被害に関するイメージ

令和2年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、性暴力被害について「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」、「性暴力にあうのは、若い女性である」、「挑発的な服装や行動が被害を招いている」、そして「性暴力は、加害者の性欲が強すぎて、コントロールできずに起こっている」という誤った認識について、「そう思う」と答える人の割合が多かった。



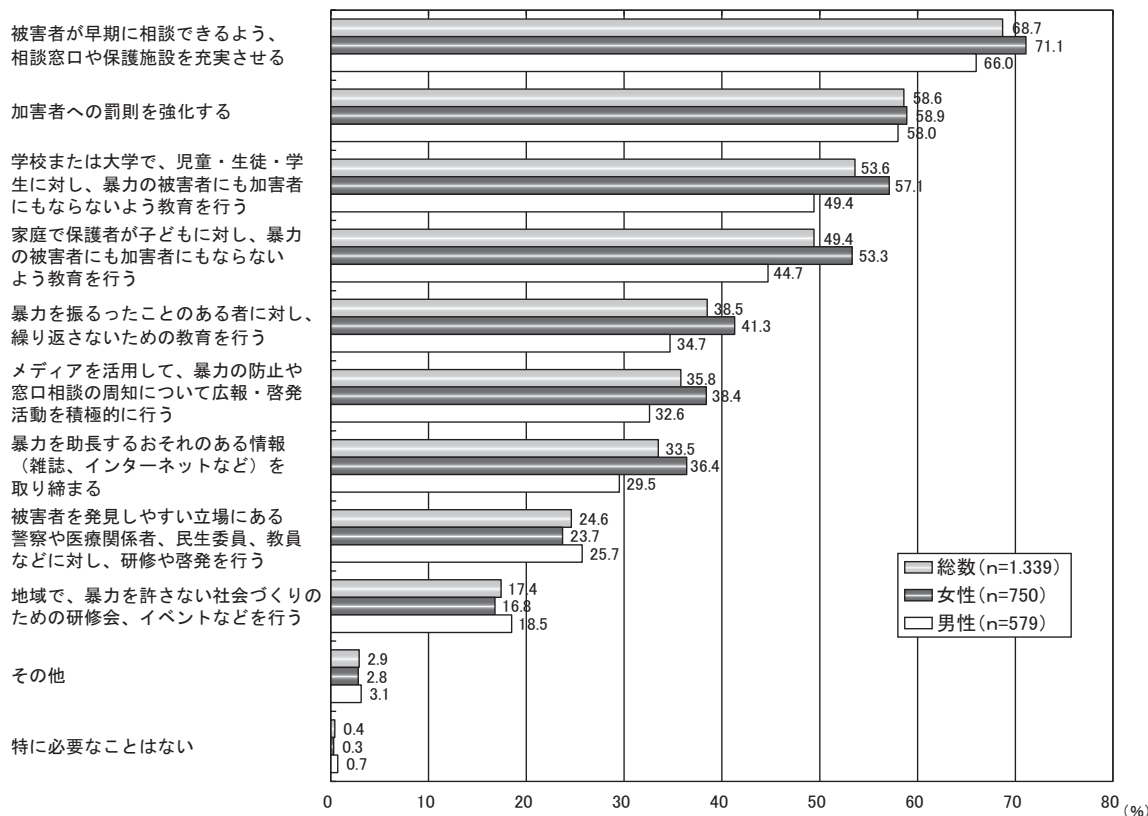
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)

(2) 性暴力被害の相談の状況

平成29年10月に開設したいしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」では、電話や面接による相談受付、心に受けた傷のケアのためのカウンセリングの実施、医療機関や警察、弁護士会など関係機関への付き添い等の支援を行っており、令和元年度の相談件数は391件であった。

4 DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと

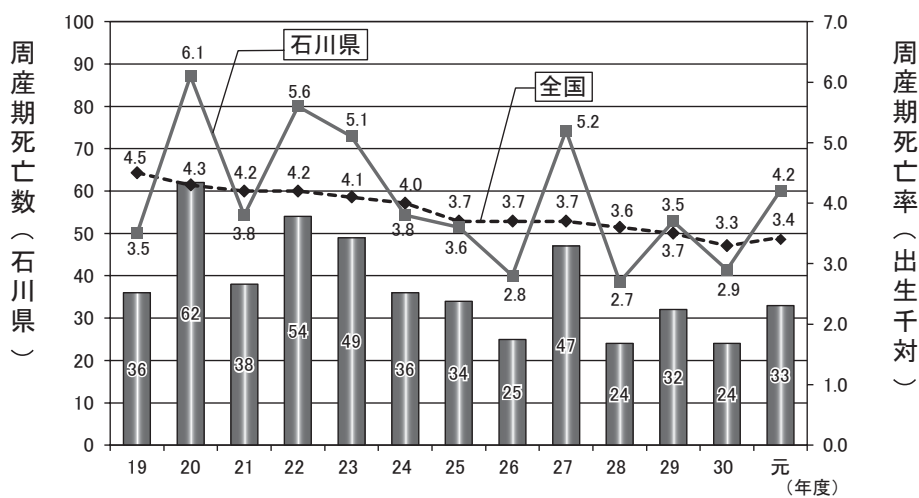
令和2年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女ともに「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」、「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年度)」(男女共同参画課)

5 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じて的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。

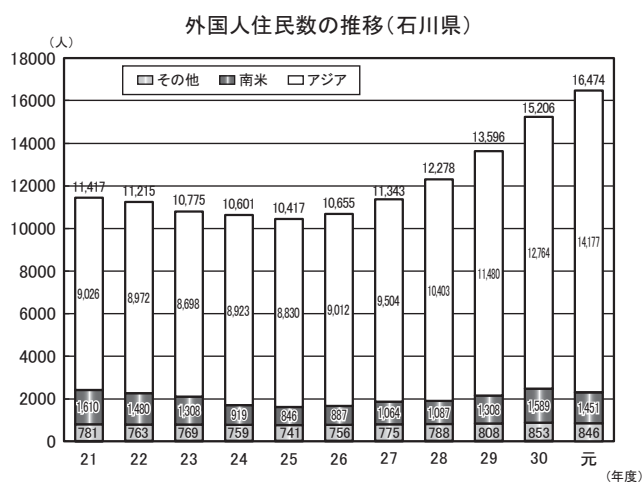


厚生労働省「人口動態統計」
(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

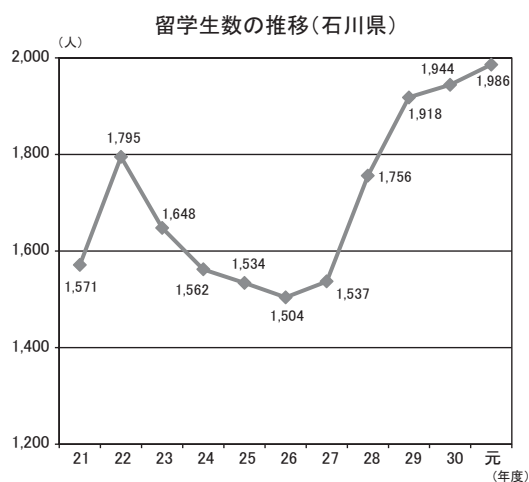
男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係するため、国の取組や国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点も養うことが重要である。

本県では、中国江蘇省の女性団体と交流があり、平成10年度より交互に派遣・受入を行っている。令和2年度は、12回目の受入を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。



※平成23年度までは外国人登録者数を記載
平成24年度からは住民基本台帳上の外国人住民登録者数を記載

資料:国際交流課



※平成24年度までは7月1日現在
平成25年度からは5月1日現在

資料:国際交流課

中国江蘇省女性団体との交流状況

令和2年度	受入	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和元年度	派遣	6人	・婦女連合会(江蘇省・南京市・蘇州市)との意見交換・交流 ・江蘇省婦人児童活動センター支部等視察 ・江蘇省人民対外友好協会との交流

資料:男女共同参画課